

(仮称) 青森市都市計画マスタープランの策定について

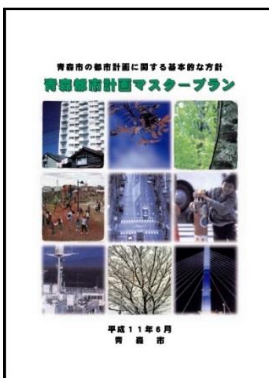
1 市町村都市計画マスタープランとは

「市町村都市計画マスタープラン」は、都市計画法第18条の2に基づき「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として定めるもので、長期的な都市政策の視点にたって、土地利用・都市施設等の整備方針などを示す、都市計画の総合的な指針としての役割を担うもの。

2 計画策定の背景等

現行の都市計画マスタープラン策定から20年以上経過し、プラン策定当時の予測を上回るペースで、人口減少や少子高齢化が進んでいるなど、社会環境が大きく変化してきており、これらの社会環境の変化や土地利用の実情に対応した持続可能な都市づくりを目指して、市の都市計画の総合的な指針としての役割を担う「都市計画マスタープラン」を策定するもの。

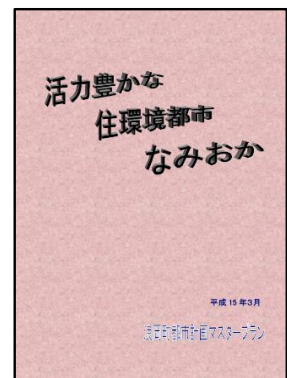
なお、策定に当たっては、平成30年度に実施した県の都市計画基礎調査の結果や都市計画区域マスタープランを踏まえながら、青森地区と浪岡地区を一体とした「(仮称)青森市都市計画マスタープラン」として策定する。



【青森都市計画マスタープラン】
(平成11年6月策定)

(仮称) 青森市都市計画マスタープラン 策定

【浪岡町都市計画マスタープラン】
(平成15年3月策定)



3 都市計画マスタープランに記載する主な事項

- 都市像、都市構造
- 土地利用、施設整備の方針
- 交通体系の整備の考え方
- 都市内の自然環境の保全、都市環境の形成、都市景観の形成の指針 など

4 策定のスケジュール

【令和3年度】

- 6月 ・基本方向の作成
- 7月 ・基本方向について 都市計画審議会に対して意見聴取、全庁照会
意見聴取、全庁照会結果を反映した、計画素案の作成
- 10月 ・計画素案について、パブリックコメント実施の報告
常任委員協議会 計画素案についての報告
- 11月 ・計画素案について パブリックコメント実施
- 12月 ・計画素案について 都市計画審議会に対して意見聴取
- 3月 ・常任委員会 計画原案についての報告
計画策定